

令和6年8月6日
不動産・建設経済局建設業課

「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査（令和5年度）」 の結果を公表

国土交通省では、建設業の働き方改革を推進するにあたって、工期設定等の実態について調査を行う「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査（令和5年度）」を実施しました。今般、その結果をとりまとめましたので、公表いたします。

〔調査の概要〕

- 調査対象：＜建設企業＞建設業法第27条の37の規定に基づく届出団体（116団体）の各団体会員企業
：＜発注者＞不動産、運輸・交通、住宅業界等の民間企業
調査時点：令和6年1月1日現在（令和4年12月以降に請け負った工事）
調査項目：主に民間工事について、工期設定にあたっての受発注者間の協議の有無／工期の適正性／工期変更の理由／工期変更に伴い増加した工事費の負担／休日の取得状況／働き方改革・生産性向上に向けた取組 など
回答企業数：＜建設企業＞1,302社
＜発注者＞102社

〔主な調査結果〕

- 休日の取得状況に関し「4週8休」とする割合は、技術者は前年度比9.5ポイントの増加（21.2%）、技能者は前年度比14.8ポイントの増加（25.8%）など、改善傾向がみられた。一方で両者とも最も多い回答は「4週6休程度」だった。
- 技術者の月平均の残業時間が「45時間以上」を超えている企業は14.9%、技能者は9.0%である。調査時点ではまだ猶予期間であった上限規制に対し、特別条項を超過する「技術者がいる」と答えた企業は17.2%、「技能者がいる」と答えた企業は4.7%にのぼった。
- 建設企業に関し、物価等の高騰で工事に影響が出た場合、4割以上の企業が「（注文者に）協議は依頼しない」「協議依頼しても応じてもらえない」と回答。
また、協議できたとしても、「全て契約変更が行われた」のは全体の約2割に留まった。

※調査結果の詳細は以下のページをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00048.html

【問い合わせ先】

不動産・建設経済局建設業課

黒田、寺田、瀬口（内線 24758）

代表：03-5253-8111 直通：03-5253-8277